

平成 25 年 6 月 7 日

## 第 2 回定例会提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏名	おい かわ ひで かず 及 川 英 一
生年月日	■■■■■■■■■■
住所	登米市豊里町 ■■■■■■
職業	無職
略歴	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏名	き たけ こう き 佐 竹 孝 喜
生年月日	■■■■■■■■■■
住所	登米市登米町 ■■■■■■
職業	僧侶
略歴	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■



議案第 73 号	平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 74 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 75 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 76 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 77 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 78 号	平成 25 年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 79 号	平成 25 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20 億 7,278 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 468 億 7,523 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、東日本大震災の対応経費として、多目的グラウンドの人工芝生化を含めた東和総合運動公園災害復旧事業 10 億 7,778 万円、森公民館災害復旧事業 9,962 万円など、加えて、有機センター環境整備事業 5,278 万円、幹線道路・舗装リフレッシュ事業 1 億 3,000 万円、防災情報伝達手段拡充事業 1 億 4,646 万円などを計上しているほか、人事異動に伴い人件費を各款にわたり補正しております。

歳入では、東日本大震災の復旧事業などに交付される震災復興特別交付税 3 億 415 万円、公立社会教育施設災害復旧費補助金などの国庫支出金 9 億 4,433 万円、東日本大震災農業生産対策交付金などの県支出金 1 億 1,649 万円、防災情報伝達手段拡充事業などに充てる市債 4 億 2,930 万円などに加え、財政調整基金からの繰入金を 8,083 万円増額し計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 1 件、地方債補正として追加 5 件、変更 4 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で人事異動に伴う人件費の補正に加え、保険給付費 4 億 2,454 万円などを増額、歳入で国民健康保険税 5 億 2,529 万円、繰越金 2 億 9,999 万円などを増額して計上しております。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、人事異動に伴う人件費の

補正を、下水道事業特別会計の歳出では、人件費の補正に加え、市債の繰上償還に伴う長期債元金償還金 6 億 1,401 万円を、歳入で市債の借換債 6 億 1,190 万円、地方債補正として変更 2 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で人事異動に伴う人件費の補正と長期債の繰上償還に伴う元金償還金 2,326 万円を計上しております。

病院事業会計では、人事異動に伴う人件費の補正に加え、救急外来棟・地域医療連携センターの備品購入費 350 万円の増額と債務負担行為補正として追加 1 件を、老人保健施設事業会計では、人事異動に伴う人件費の補正を計上しております。

議案第 81 号	登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について
----------	-------------------------------

本案は、国家公務員の給与減額支給措置に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の期末手当の額並びに医師を除く管理監督の地位にある職員の管理職手当の額を減額するため、本条例を制定するものであります。

議案第 82 号	登米市税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 107 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 37 号）が平成 25 年 3 月 30 日にそれぞれ公布され、一部を除き平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 8 ページ）

議案第 83 号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 25 年総務省令第 38 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

（新旧対照表 19 ページ）

議案第 84 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されたこと及び前年度に比較し医療費の伸びが見込まれることに伴い、国民健康保険税の税率を調整し適正な財源確保を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表20ページ）

議案第 85 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表27ページ）

議案第 86 号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正が平成25年4月1日から施行され、道路法施行令別表が見直されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表29ページ）

議案第 87 号	登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------------

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表33ページ）

議案第 88 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 38 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

（新旧対照表 35 ページ）

議案第 89 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域から本市に転入された被保険者に対する生活支援を目的に、国民健康保険税の減免期間を平成 25 年度まで延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 36 ページ）

議案第 90 号	訴えの提起について
----------	-----------

本案は、元納税嘱託員による公金横領金を回収するため、身元保証人に対し損害賠償請求を行ったところ、身元保証人から債務不存在確認請求の訴えが提起されたことに伴い、損害賠償請求権を行使するため、反訴を提起する必要があることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 91 号	字の区域を新たに画することについて
----------	-------------------

本案は、東和町の区域において土地改良事業（中山間地域総合整備事業東和地区二良根分区）が施行されたことに伴い、同事業区域の字をあらたに画するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 92 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について
----------	------------------------

本案は、平成 25 年 1 月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、3 辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第 9 項において準用する同条第 1 項の規定により、3 辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 93 号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について
----------	----------------------

本案は、平成 25 年 1 月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。



## 登米市税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (登米市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 登米市行政手続条例(平成17年登米市条例第9号。以下「条例」という。)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>条例第2章(第8条を除く。)</u>及び第3章(<u>第14条を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第34条の6 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第53条の12 (略) (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される同法第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に</p>	<p>第1条～第3条 (略) (登米市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 登米市行政手続条例(平成17年登米市条例第9号。以下「条例」という。)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第34条の6 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>第34条の8～第53条の12 (略) (固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される同法第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に</p>

よる土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

よる土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

第 55 条～第 130 条 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第 131 条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項の規定より土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

第 132 条～第 156 条 (略)

附 則

第 1 条～第 3 条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第 55 条～第 130 条 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第 131 条 (略)

2・3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項の規定より土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5・6 (略)

第 132 条～第 156 条 (略)

附 則

第 1 条～第 3 条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第

合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定

321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定

めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条～第7条の3（略）

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条～第7条の3（略）

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3（略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

に定めるところにより計算した金額とする。

第8条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第10条の3～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第22条 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの

第8条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第10条の3～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第22条 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの

が東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に

が東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。



		係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として

令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同

項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、  
「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」  
と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第 45 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

第 24 条・第 25 条 (略)

項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、  
「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

第 24 条・第 25 条 (略)

## 登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 平成27年3月31日までの間に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 平成25年3月31日までの間に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

## 登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前税条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.32</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前税条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後<u>5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に</u></p>

被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 24,500円

(2) 特定世帯 12,250円

(3) 特定継続世帯 18,375円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.99 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の3.30 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 8,400円 とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 20,000円

(2) 特定世帯 10,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.00 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の2.30 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 5,400円 とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,600円
- (2) 特定世帯 4,300円
- (3) 特定継続世帯 6,450円

第8条・第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,200円とする。

第10条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯以外の世帯 5,600円
- (2) 特定世帯 2,800円

第8条・第9条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

第10条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>16,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,150円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>8,575円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>12,863円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,880円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,020円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>3,010円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,515円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,810円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,040円</u></p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,780円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯以外の世帯 <u>3,920円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>1,960円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,250円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,480円</u></p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当</p>
--	---



する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,250円

(イ) 特定世帯 6,125円

(ウ) 特定継続世帯 9,188円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,300円

(イ) 特定世帯 2,150円

(ウ) 特定継続世帯 3,225円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,600円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき

する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 10,000円

(イ) 特定世帯 5,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 2,800円

(イ) 特定世帯 1,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき

35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円
- (イ) 特定世帯 2,450円
- (ウ) 特定継続世帯 3,675円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,680円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,720円
- (イ) 特定世帯 860円
- (ウ) 特定継続世帯 1,290円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,660円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,440円

第23条の2～第26条 (略)

35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯以外の世帯 4,000円
- (イ) 特定世帯 2,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯以外の世帯 1,120円
- (イ) 特定世帯 560円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,280円

第23条の2～第26条 (略)

附 則

1～16 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける場合における附則第 6 項(附則第 7 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第 6 項中「第 35 条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

1～16 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 6 項(附則第 7 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第 6 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

## 登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略) (延滞金)</p> <p>第9条 保険料の納付義務者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨て)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>5 <u>当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律</u></p>	<p>第1条～第8条 (略) (延滞金)</p> <p>第9条 保険料の納付義務者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨て)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(前年11月末日を経過する時における基準割引率及び基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合が7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率及び基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。

登米市道路占用料条例 新旧対照表

改正案					現行				
第1条～7条(略) 別表(第2条関係)					第1条～7条(略) 別表(第2条関係)				
占用物件			占用料		占用物件			占用料	
			単位	金額				単位	金額
(略)					(略)				
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	200	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	200	
		その他の もの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	2,000		その他の もの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	2,000	
	標識		1本につき 1年	800	標識		1本につき 1年	800	
	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本につき 1日	20	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本につき 1日	20	
		その他の もの	1本につき 1月	200		その他 のもの	1本につき 1月	200	

	幕（ <u>令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。</u> ）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20		幕（ <u>令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。</u> ）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	
		その他のもの		1,000			その他のもの		1,000	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	時価に0.028を乗じて得た額						
令第7条第3号に掲げる施設										
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料					占用面積1平方メートルにつき1月	200
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設						100
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.016を乗じて得た額						
	上空に設けるもの			時価に0.02を乗じて得た額						

	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.028 を乗じて得 た額</u>					
令第7条 第9号に 掲げる施 設	<u>建築物</u>		<u>時価に0.016 を乗じて得 た額</u>	令第7条 第6号に 掲げる施 設並びに 同条第7 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	<u>建築物</u>	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>時価に0.016 を乗じて得 た額</u>	
	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.011 を乗じて得 た額</u>				<u>その他のもの</u>	<u>時価に0.011 を乗じて得 た額</u>
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	<u>建築物</u>		<u>時価に0.02 を乗じて得 た額</u>					
	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.011 を乗じて得 た額</u>					
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	<u>トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの</u>		<u>時価に0.016 を乗じて得 た額</u>	令第7条 第8号に 掲げる応 急仮設建 築物	<u>上空、トンネルの上又 は高架の道路の路面 下に設けるもの</u>		<u>時価に0.016 を乗じて得 た額</u>	
	<u>上空に設けるもの</u>		<u>時価に0.02 を乗じて得 た額</u>				<u>その他のもの</u>	<u>時価に0.028 を乗じて得 た額</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.028 を乗じて得 た額</u>					
令第7条第12号に掲げる器具			<u>時価に0.028 を乗じて得 た額</u>	令第7条第9号に掲げる器具			<u>時価に0.028 を乗じて得 た額</u>	



令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路(高架の ものに限る。)の路面下 に設けるもの	時価に0.016 を乗じて得 た額	令第7条 第10号及 び第11号 に掲げる 施設	上空、トンネルの上又 は高速自動車国道若 しくは自動車専用道 路(高架のものに限 る。)の路面下に設け るもの	時価に0.016 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	時価に0.02 を乗じて得 た額		その他のもの	時価に0.028 を乗じて得 た額
	その他のもの	時価に0.028 を乗じて得 た額			
備考 1～5 (略) 6 時価は、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 7・8 (略)			備考 1～5 (略) 6 時価は、近傍類似の土地(令第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 7・8 (略)		

登米市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、その納付する金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、その納付する金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)<u>(前年11月末日を経過する時における基準割引率及び基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合が7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率及び基準貸付利率に年4パーセントの割合を加算した割合)</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

## 登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成26年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成25年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であつて市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分及び平成25年度分の国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から平成25年度に課する当該年度分の国民健康保険税については、平成26年3月末日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日)が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であつて市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分の国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度及び平成24年度に課する当該年度分の国民健康保険税については、平成25年3月末日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日)が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>